

## 【重要なお知らせ】

令和6年10月  
高岡信用金庫

振り込み詐欺事件などに他人名義の預金口座等が悪用される事件が多発していることから、その不正な利用を防止する目的で、「犯罪収益移転防止法」では、預貯金等通帳等を譲り受ける行為についての罰則が設けられています。

## 口座の譲渡・売買は犯罪です！！

以下の行為が処罰の対象となります。

(1年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金、またはその両方)

- (1) 他人になりすまして口座を利用する目的で行われる預貯金通帳・キャッシュカードなどの譲り受け等、及び相手方にその目的があることを知った上で行われる譲り渡し等
- (2) 正当な理由なく、有償により行われる預貯金通帳・キャッシュカードなどの譲り受け等及び譲り渡し等
- (3) (1)(2)の行為をするよう、人を勧誘・誘因する行為  
※インターネット上などで預貯金通帳・キャッシュカードなどの売買を広告することも違法となります。

口座の譲渡・売買等が発覚した場合、お持ちの口座の全てが利用停止されるだけでなく、全ての金融機関において口座開設ができなくなる等の不利益を受ける可能性があります。また、それらの行為の結果、ご自身が身に覚えのない犯罪の関係者となり、犯罪に加担したということにもなりかねません。